

一般財団法人H₂Oサンタ 賛助会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般財団法人H₂Oサンタ（以下「本法人」という）の賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、関係者の本法人に対する協力と理解を深めることにより、本法人の事業活動の推進に寄与することを目的とします。

(資格)

第2条 賛助会員は、本法人の趣旨に賛同し、本法人の事業の円滑な実施に協力しようとする法人及び個人とします。

(加入)

第3条 本法人の賛助会員になろうとする者は、本法人所定の申込書を提出し、本法人の承諾を得て加入するものとします。

(会費)

第4条 賛助会員は、次の年会費を納入するものとします。

- ① 法人会員：1口 50,000円とし、1口以上を負担するものとします。
- ② 個人会員：1口 5,000円とし、1口以上を負担するものとします。
2. 年会費は、加入時に納付するものとし、その後、毎年加入月に納付するものとします。
3. 退会・除名された場合、既に納付された年会費は返還いたしません。

(退会)

- 第5条 賛助会員が退会しようとするときは、あらかじめ本法人所定の方法により届出るものとします。
- 2 年会費の納付期限から3ヵ月以上年会費の納付がない場合は、退会とします。
 - 3 賛助会員が個人の場合は死亡したとき、法人の場合は解散したときは、退会とします。

(除名)

- 第6条 本法人は、賛助会員が以下の各号の一つに該当したときは、当該賛助会員を除名することができるものとします。
- ① 故意・過失により本法人の信用を失わせるような行為をしたとき。
 - ② 本法人の事業を妨げ、あるいは妨げようとしたとき。
 - ③ その他賛助会員として不適切と当法人が判断したとき。

(反社会的勢力の排除)

第7条 賛助会員自ら及びその役職員、経営・事業に実質的な影響力を有する株主または関係者が、指定暴力団、その構成員もしくはこれに準じる者（以下「反社会的勢力」という）に該当するか、または、反社会的勢力と親密な関係にあると認められるとき、あるいは、自らまたは第三者をして暴力的な行為、法的義務を超えた不当な要求行為、その他これに準じる行為をしたときは、本法人は当該賛助会員を除名するものとします。

(その他)

第8条 本規約の改廃ならびに賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定するものとします。

2016年4月1日 制定